

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則

平成 12 年 9 月 27 日最高裁判所規則第 1 3 号

改正 平成 19 年 12 月 7 日最高裁判所規則第 1 5 号
平成 20 年 5 月 21 日最高裁判所規則第 6 号
平成 20 年 10 月 21 日最高裁判所規則第 1 7 号
平成 25 年 10 月 16 日最高裁判所規則第 4 号
平成 28 年 10 月 18 日最高裁判所規則第 6 号
令和 4 年 11 月 7 日最高裁判所規則第 1 7 号
令和 5 年 12 月 25 日最高裁判所規則第 1 0 号
令和 6 年 9 月 17 日最高裁判所規則第 1 4 号
令和 7 年 12 月 26 日最高裁判所規則第 1 7 号

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則を次のように定める。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則

(平成 2 0 年最高裁判所規則第 6 号・改称)

目次

(平成 2 0 年最高裁判所規則第 6 号・追加)

第一章 総則 (第一条)

第二章 公判記録の閲覧及び謄写 (第二条—第六条)

第三章 被害者参加旅費等の請求手続に関し裁判所が行う手続 (第七条・第八条)

(平成 2 5 年最高裁判所規則第 4 号・追加)

第四章 被害者参加弁護士の選定等 (第九条—第十二条)

(平成 2 0 年最高裁判所規則第 1 7 号・追加、平成 2 5 年最高裁判所規則第 4 号・旧第三章繰下)

第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解 (第十三条—第二十一条)

(平成20年最高裁判所規則第17号・旧第三章繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第四章繰下)

第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

(平成20年最高裁判所規則第17号・旧第四章繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第五章繰下)

第一節 損害賠償命令の申立て等(第二十二条—第二十四条)

第二節 審理及び裁判等(第二十五条—第三十七条)

第三節 異議等(第三十八条—第四十二条)

第四節 補則(第四十三条—第五十五条)

第七章 雑則(第五十六条)

(平成20年最高裁判所規則第17号・旧第五章繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第六章繰下)

附則

第一章 総則

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加)

(趣旨)

第一条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号。以下「法」という。)による訴訟記録の閲覧又は謄写、被害者参加旅費等(法第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。)の請求手続に関し法第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、被害者参加弁護士(法第十一条第一項に規定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。)の選定等、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件(法第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。)に関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平成20年最高裁判所規則第6号・一部改正、平成20年最高裁判所規則第17号・一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・一部改正)

第二章 公判記録の閲覧及び謄写

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加)

(法第三条第一項の申出の際に明らかにすべき事項)

第二条 法第三条第一項に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 閲覧又は謄写を求める訴訟記録を特定するに足りる事項
- 三 申出人が閲覧又は謄写を求める訴訟記録に係る刑事被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士であることの基礎となるべき事実
- 四 閲覧又は謄写を求める理由

(平成19年最高裁判所規則第15号・一部改正)

(法第四条第一項の申出の際に明らかにすべき事項等)

第三条 法第四条第一項に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 閲覧又は謄写を求める訴訟記録を特定するに足りる事項
- 三 申出人が法第四条第一項各号のいずれかに該当する者であることの基礎となるべき事実
- 四 閲覧又は謄写を求める理由

2 前項の申出は、書面でしなければならない。

3 第一項の申出をしようとする者が自ら前項の書面を作ることができないときは、検察官又は検察事務官が、これを代書するものとする。

(平成19年最高裁判所規則第15号・追加、平成20年最高裁判所規則第6号・旧第二条の二繰下、一部改正)

(法第四条第一項の申出がされた旨の通知の方式)

第四条 法第四条第三項に規定する通知は、書面でなければならない。

(平成19年最高裁判所規則第15号・追加、平成20年最高裁判所規則第6号・旧第二条の三繰下、一部改正)

(公判記録の閲覧又は謄写の申出に対する速やかな応答)

第五条 裁判所は、第二条及び第三条の申出に対しては、速やかに、応答しなければならない。

(平成19年最高裁判所規則第15号・一部改正、平成20年最高裁判所規則第6号・旧第三条繰下、一部改正)

(公判記録の閲覧又は謄写に伴う措置等・法第三条等)

第六条 法第三条第一項及び第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写は、裁判所において行う。

2 裁判所は、法第三条第一項及び第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について、日時、場所、時間及び方法を指定することができる。

3 裁判所は、法第三条第一項及び第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について、訴訟記録の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員をこれに立ち合わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。

4 法第三条第一項及び第四条第一項第四号に規定する弁護士は、裁判所の許可を受けて、自己の使用人その他の者に訴訟記録の閲覧又は謄写をさせることができる。

(平成29年最高裁判所規則第15号・一部改正、平成20年最高裁判所規則第6号・旧第四条繰下、一部改正)

第三章 被害者参加旅費等の請求手続に関し裁判所が行う手続

(平成25年最高裁判所規則第4号・追加)

(経由裁判所等・法第六条)

第七条 法第六条第一項に規定する裁判所は、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が手続への参加を許された刑事被告事件の公判期日又は公判準備に出席するための旅行をした時に当該被告事件の係属する高等裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所（以下「経由裁判所」という。）とする。

2 被害者参加人は、経由裁判所以外の高等裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所にも法第六条第一項に規定する請求書及び資料を差し出すことができる。

3 前項の規定により請求書及び資料が差し出されたときは、裁判所は、速やかにこれらを経由裁判所に送付しなければならない。

(平成25年最高裁判所規則第4号・追加)

(書面のファクシミリによる送付等・法第六条)

第八条 経由裁判所は、法第六条第二項の規定により法務大臣（法第八条第一項の規定により日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が同項各号に掲げる法務大臣の権限に係る事務を行う場合には、支援センター。次項において同じ。）に対して送付すべき書面をファクシミリを利用して送信することにより送付することができる。

2 経由裁判所は、前項に規定する場合において、法務大臣から送信に使用した書面の提出を求められたときは、法務大臣に当該書面を提出しなければならない。

(平成25年最高裁判所規則第4号・追加)

第四章 被害者参加弁護士の選定等

(平成20年最高裁判所規則第17号・追加、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第三章繰下)

(選定の請求の方式等・法第十一条等)

第九条 法第十一条第一項の規定による被害者参加弁護士の選定の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 請求に係る刑事被告事件の表示
- 二 請求者の氏名及び住所
- 三 裁判所の表示

2 法第十一条第三項の通知は、前項の書面を送付する方法によってしなければならない。

3 支援センターは、前項又は法第十一条第三項の規定により裁判所に対して送付すべき書面をファクシミリを利用して送信することにより送付することができる。

4 裁判所は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、支援センターの理事長に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

5 第一項の書面に弁護士に委託しようとする行為として刑事訴訟法第三百十六條の三十四及び第三百十六條の三十六から第三百十六條の三十八までに規定する行為が

記載された場合であって、法第十三条第一項の規定により裁判所が被害者参加弁護士を選定したときは、その時に、当該行為について、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第二百七条の三十五第一項の規定による届出があったものとみなす。

（平成20年最高裁判所規則第17号・追加、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第七条繰下、一部改正、平成28年最高裁判所規則第6号・一部改正）

（選定の通知等・法第十三条等）

第十条 法第十三条第一項の規定により裁判所が被害者参加弁護士を選定したときは、直ちにその旨を法第十一条第一項の規定による請求をした者、当該被害者参加弁護士及び訴訟関係人に通知しなければならない。この場合には、支援センターにも直ちにその旨を通知しなければならない。

2 裁判所が法第十一条第一項の規定による請求を却下したときは、直ちにその旨を当該請求をした者及び支援センターに通知しなければならない。

3 法第十五条第一項の規定により裁判所が被害者参加弁護士の選定を取り消したときは、直ちにその旨を法第十一条第一項の規定による請求をした者、当該被害者参加弁護士及び訴訟関係人（公判期日においてこれを取り消したときは、訴訟関係人を除く。）に通知しなければならない。この場合には、支援センターにも直ちにその旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定は、法第十五条第二項の規定により裁判所が更に被害者参加弁護士を選定した場合について準用する。

5 第三項の規定は、被害者参加弁護士が選定されている場合において、裁判所が刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の決定を取り消す決定をしたときについて準用する。

（平成20年最高裁判所規則第17号・追加、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第八条繰下、一部改正）

（意見の聴取・法第十七条）

第十一条 法第十七条第一項の決定をする場合には、被害者参加人の意見を聴かなければならない。

（平成20年最高裁判所規則第17号・追加、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第九条繰下、一部改正）

(刑事訴訟規則の準用等・法第十八条等)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、被害者参加弁護士の選定及びその取消し並びに費用の徴収に関する手続については、その性質に反しない限り、刑事訴訟規則の規定を準用する。

2 書類の送達については、前項において準用する刑事訴訟規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定を除く。）を準用する。

3 第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定にかかわらず、支援センターの職員が作成すべき書類に署名押印すべき場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。

(平成20年最高裁判所規則第17号・追加、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・一部改正)

第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第三章繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第四章繰下)

(和解の調書記載申立書の記載事項・法第十九条)

第十三条 法第十九条第三項に規定する書面には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 二 申立人が刑事被告事件の被告人であるときは、その旨
- 三 申立人が被害者等であるときは、その基礎となるべき事実
- 四 申立人が法第十九条第二項に規定する被告人の債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約した者であるときは、その旨

(平成20年最高裁判所規則第6号・旧第五条繰下、一部改正、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第七条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十一条繰下、一部改正)

(和解の調書記載申立てに係る公判調書の記載事項・法第十九条)

第十四条 法第十九条第一項又は第二項の規定による申立てがあったときは、公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該申立てがあったこと。
 - 二 当該申立てに係る合意を公判調書に記載しない措置をとったときは、その旨
- 2 法第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載する措置をとったときは、当該公判調書のうち当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載する部分（以下「和解調書部分」という。）を当該公判調書の他の部分と区分して作成しなければならない。この場合には、公判調書が一体となるものであることを当該公判調書上明らかにしておかなければならない。
- 3 和解調書部分には、当該申立てに係る次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申立人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名
 - 二 出頭した申立人及び代理人の氏名
 - 三 合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実
- 4 和解調書部分の末尾には、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（平成20年最高裁判所規則第6号・旧第六条線下、一部改正、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第八条線下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十二条線下、一部改正）

第十五条 法第二十条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 二 請求に係る和解記録（法第二十条第一項に規定する和解記録をいう。以下同じ。）を特定するに足りる事項

（平成20年最高裁判所規則第6号・旧第七条線下、一部改正、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第九条線下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十三条線下、一部改正）

（和解記録の閲覧又は謄写に伴う措置等・法第二十条）

第十六条 法第二十条第一項の規定による和解記録の閲覧又は謄写については、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

2 法第二十条第一項の規定による和解記録の閲覧又は謄写については、裁判所書記官は、和解記録の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、これを防ぐための適当な措置を講じなければならない。

3 法第二十条第一項の規定による和解記録の閲覧又は謄写については、訴訟代理人は、裁判所書記官の許可を受けて、自己の使用人その他の者に和解記録の閲覧又は謄写をさせることができる。

(平成20年最高裁判所規則第6号・旧第八条繰下、一部改正、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十四条繰下、一部改正)

(和解記録の閲覧等・法第二十条)

第十七条 法第二十条第二項によりその例によることとされる民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により文書から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(和解記録の保管)

第十八条 第一審裁判所において法第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載した場合においては、当該合意に係る和解記録は、刑事被告人の終結までの間、当該被告人の第一審裁判所において保管するものとする。

2 控訴裁判所において法第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載した場合においては、当該合意に係る和解記録は、刑事被告人の終結までの間、当該被告人の控訴裁判所において保管するものとする。ただし、上告の申立てがあり、刑事訴訟規則第二百五十一条の規定に基づき訴訟記録を上告裁判所に送付した後は、当該被告人の第一審裁判所において保管するものとする。

(平成20年最高裁判所規則第6号・旧第九条繰下、一部改正、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十一条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4

号・旧第十五条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第十七条繰下)

(刑事被告事件終結後の和解記録謄本の送付)

第十九条 裁判所は、刑事被告事件の終結後、速やかに、刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第一項に規定する和解記録の謄本を第一審裁判所に対応する検察庁の検察官に送付しなければならない。

(平成20年最高裁判所規則第6号・旧第十条繰下、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十二条繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十六条繰下、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第十八条繰下)

(民事訴訟規則の準用)

第二十条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則第一編第三章第一節（第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項から第四項まで、第十六条、第十七条後段並びに第十八条第二項及び第三項を除く。）及び第四節（第二十三条第三項を除く。）並びに第八章（第五十二条の十九第一項第二号及び第二項、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十一第二項、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第十五条第一項及び第二十三条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第五十六条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

2 和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の二第一項の規定を準用する。

3 第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

4 第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（平成20年最高裁判所規則第6号・旧第十二条繰下、一部改正、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十三条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十七条繰下、一部改正、令和4年最高裁判所規則第17号・一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第十九条繰下、一部改正）

（検察官に対する調査嘱託・法第二十二条）

第二十一条 裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第二十二条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

2 前項に規定する嘱託を受けた検察官は、同項に規定する個人特定事項に係る者の連絡先を調査し、その他必要な調査をした上で、裁判所に調査結果の報告をしなければならない。

（令和5年最高裁判所規則第10号・追加、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十条繰下、一部改正）

第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第四章繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第五章繰下）

第一節 損害賠償命令の申立て等

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加）

（申立書の記載事項等・法第二十四条）

第二十二條 法第二十四條第二項に規定する書面（以下「申立書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又はその代理人が記名押印しなければならない。

- 一 表題
- 二 申立てに係る刑事被告事件の表示
- 三 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 四 申立人又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む）
- 五 法第四十五條において準用する民事訴訟法第四百條第一項の規定による送達を受けるべき場所の届出及び同項の規定による送達受取人の届出をするときはその旨
- 六 損害額の内訳
- 七 年月日
- 八 裁判所の表示

2 申立書に法第二十四條第二項第二号に規定する刑事被告事件に係る訴因として特定された事実を記載するには、当該被告事件の起訴状を引用することができる。

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十四條繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十八條繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十一条繰下、一部改正）

（申立書の送達・法第二十五條）

第二十三條 申立書の送達は、申立人から提出された副本によってする。

2 前項の規定は、法第四十五條において準用する民事訴訟法第四百十三條第二項（同法第四百十四條第三項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十五條繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第十九條繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十一条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十二條繰下、一部改正）

（個人特定事項に代わる事項を記載した書面の様式・法第四十六條等）

第二十四条 法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定により送達する書面には、法第四十六条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

(令和5年最高裁判所規則第10号・追加、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十三条繰下、一部改正)

第二節 審理及び裁判等

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加)

(期日の呼出し・法第三十条)

第二十五条 法第三十条第一項の呼出しがされたときは、裁判所書記官は、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(催告)

第二十六条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(呼出状の公示送達・法第三十一条)

第二十七条 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(審理期日における手続・法第三十五条)

第二十八条 裁判所は、最初の審理期日（法第三十五条第一項に規定する審理期日をいう。

以下この条において同じ。）において、同条第四項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、請求の趣旨に対する答弁及び申立書に記載された事実に対する認否並びに申立人の主張の補充を聴くものとする。

- 2 裁判所は、審理期日を開いたときは、当該審理期日において審理を終結する場合又は当該審理期日において法第四十三条第一項若しくは第二項第二号の規定により損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をする場合を除き、次回の審理期日を指定し、当該審理期日に行う手続及び当該審理期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとする。

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十七条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十一条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十三条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十五条繰下、一部改正）

（主張書面の提出の方法等）

第二十九条 当事者は、その主張を記載した書面（第四項及び第三十六条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

- 2 当事者は、文書を提出して書証の申出をするには、これと同時に、その写し二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出するとともに、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 3 当事者は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の申出をするには、これと同時に、当該申出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を記録した記録媒体二個（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた数）を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容か

ら明らかな場合を除き、電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 主張書面の提出又は第二項若しくは前項の申出をする当事者は、主張書面の写し又は相手方に送付すべき第二項の文書の写し及びその文書に係る証拠説明書若しくは相手方に送付すべき前項の電磁的記録を記録した記録媒体及びその電磁的記録に係る証拠説明書について直送をすることができる。ただし、損害賠償命令事件に係る刑事被告事件において、刑事訴訟法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等（同項に規定する起訴状抄本等をいう。）の提出があった場合又は同法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。）の提出があった場合は、この限りでない。

5 裁判所書記官は、第一項及び第二項の写し並びに第三項の記録媒体又は当該記録媒体に記録されている事項を出力することによって作成した書面（以下この項において「出力書面」という。）並びに第二項及び第三項の証拠説明書（第二項の写し並びに同項及び第三項の証拠説明書についてはそのうちの一通を、同項の記録媒体についてはそのうちの一個を除く。）を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十六条第一項の決定があった場合であって、当該写し若しくは当該記録媒体若しくは当該出力書面又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録された部分があるときは、当該写し若しくは当該記録媒体若しくは当該出力書面又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定められた事項を記載し、又は記録した書面又は記録媒体を相手方に送付しなければならない。

6 前項の規定は、第四項本文の規定による直送がされた場合には、適用しない。

7 第五項ただし書の規定により送付する書面又は記録媒体については、第二十四条の規定を準用する。

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十八条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十二条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十四条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十六条繰下、一部改正）

(呼出状の記載事項等)

第三十条 証人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、尋問事項書を添付しなければならない。

- 一 当事者の表示
- 二 出頭すべき日時及び場所
- 三 出頭しない場合における法律上の制裁

2 前項の規定は、鑑定人の呼出状について準用する。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

第三十一条

(令和7年最高裁判所規則第17号・削除)

(鑑定人の宣誓)

第三十二条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3 裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

4 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定を罰を告げなければならない。

5 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の際の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加、令和7年最高裁判所規則第17号・一部改正)

(証人等の陳述等の調書記載の省略等)

第三十三条 損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項及び次条において「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べるることができる。

2 前項の規定により調書の記載を省略する場合において、裁判長の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下この項において「録音テープ等」という。）に証人等の陳述又は検証の結果を記録しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該録音テープ等の複製を許さなければならない。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第十九条繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十三条繰下、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十五条繰下、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十七条繰下、一部改正)

(調書の記載に代わる録音テープ等への記録)

第三十四条 裁判所書記官は、第五十三条において準用する民事訴訟規則第六十七条第一項（第五十三条において準用する同規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可があったときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記録し、これをもって調書（前条第一項の調書をいう。）

以下同じ。)の記載に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が許可をする際に、意見を述べることができる。

- 2 前項の場合において、損害賠償命令事件に関する手続が完結するまでに当事者の申出があったときは、証人等の陳述を記載した書面を作成しなければならない。損害賠償命令事件に関する手続が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要であると認めるときも、同様とする。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(速記録の作成等)

第三十五条 裁判所速記官は、第五十三条において準用する民事訴訟規則第七十条（第五十三条において準用する同規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定により速記した場合には、速やかに、速記原本を反訳して速記録を作成しなければならない。ただし、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が速記録を作成する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 裁判所速記官が作成した速記録は、調書に引用し、損害賠償命令事件の記録に添付して調書の一部とするものとする。ただし、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が速記録の引用を適当でないと認めるときは、この限りでない。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(決定における申立書等の引用・法第三十七条)

第三十六条 法第三十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第二十条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十四条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十六条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十八条繰下、一部改正)

(決定書の送達・法第三十七条)

第三十七条 法第三十七条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってする。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第二十一条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十五条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十七条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第二十九条繰下、一部改正)

第三節 異議等

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加)

(異議の申立ての方式等・法第三十八条)

第三十八条 法第三十八条第一項の異議の申立ては、書面で行わなければならない。

- 2 裁判所は、前項の書面を相手方に送付しなければならない。
- 3 法第四十五条において準用する民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第二十二条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十六条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十八条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十条繰下、一部改正)

(異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十八条)

第三十九条 異議の申立てをする権利の放棄は、裁判所に対する申述によって行わなければならない。

- 2 前項の申述があったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。
- 3 異議の申立ての取下げの書面の送達は、取下げをした者から提出された副本によってする。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第二十三条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十七条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第二十九条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十一条繰下)

(法第三十九条第一項等の規定による指定等)

第四十条 法第三十九条第一項(法第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適

法な異議の申立て又は法第四十三条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面で
しなければならない。

- 2 前項の指定は、できる限り、申立書に記載してしなければならない。
- 3 第一項の書面が提出されたときは、裁判所書記官は、その旨及びその内容を相手
方に通知しなければならない。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・
旧第二十四条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十八条繰
下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第三十条繰下、一部改正、令
和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十二条繰下、一部改正)

(特例による書証の申出の方式・法第四十一条)

第四十一条 法第四十一条(法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次条にお
いて同じ。)の規定による書証の申出は、法第四十条第二項(法第四十三条第四項
において準用する場合を含む。)の規定により送付された記録中の書証とすべき文
書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書
面でなければならない。

- 2 前項の書面には、文書の記載から明らかな場合を除き、立証趣旨を記載しなけれ
ばならない。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・
旧第二十五条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第二十九条繰
下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第三十三条繰下、一部改正、
令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十三条繰下、一部改正)

(書証の写しの提出を要する場合・法第四十一条)

第四十二条 法第四十一条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠
償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべ
き文書の写し一通(当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方
の数が二以上であるときは、その数の通数)を提出しなければならない。

- 2 前項の申出をする当事者は、損害賠償命令事件の当事者でない相手方に送付すべ
き文書の写しについて直送をすることができる。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・
旧第二十六条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第三十条繰下、

一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第三十二条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十四条繰下、一部改正)

(調書の様式等)

第四十三条 調書には、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

- 2 調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認められるものを引用し、損害賠償命令事件の記録に添付して調書の一部とすることができる。
- 3 法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第一項に規定する筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。
- 4 前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。
- 5 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第五十三条において準用する民事訴訟規則第四百十二条に規定する文書の証拠調べについての調書に当該文書の写しを添付することができる。
- 6 前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項において準用する同法第二百十九条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条の規定により提出され、若しくは送付された文書その他の物件の取調べ又は提示若しくは送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における調書、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件及び法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の証拠調べについて準用する。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類)

第四十四条 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(決定及び命令の方式)

第四十五条 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(更正決定の方式)

第四十六条 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(和解条項案の書面による受諾)

第四十七条 法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(費用額の確定処分的方式)

第四十八条 裁判所書記官は、損害賠償命令事件に関する手続費用又は和解の費用の負担の額を定める処分をするときは、処分の内容を記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければならない。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

第四節 補則

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加)

(損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等・法第四十四条等)

第四十九条 損害賠償命令事件の記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

2 第五十三条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、

当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

- 3 第五十三条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第二十七条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第三十一条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第三十三条繰下、一部改正、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十五条繰下、一部改正）

（再抗告等を提起する場合における費用の予納）

第五十条 法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（令和6年最高裁判所規則第14号・追加）

（抗告提起通知書の送達等）

第五十一条 法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告の提起があった場合においては、抗告状却下の命令又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十一条において準用する同法第三百三十六条第一項第一号若しくは法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第三項において準用する同法第三百三十六条第一項第一号

の規定による抗告却下の決定があったときを除き、当事者に抗告提起通知書を送達しなければならない。

- 2 前項の規定により当該抗告の相手方に抗告提起通知書を送達するときは、同時に、抗告状を送達しなければならない。
- 3 原裁判所の決定書又は決定書に代わる調書の送達前に第一項の抗告の提起があったときは、同項の規定による抗告提起通知書の送達は、決定書又は決定書に代わる調書とともにしなければならない。
- 4 前三項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による許可があった場合について準用する。この場合において、前三項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(再抗告等の抗告理由書の提出期間)

第五十二条 法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告及び法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告においては、抗告理由書の提出の期間は、抗告人が前条第一項の規定による抗告提起通知書の送達を受けた日から十四日とする。

- 2 前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てに係る理由書の提出の期間について準用する。この場合において、前項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(令和6年最高裁判所規則第14号・追加)

(民事訴訟規則の準用) 第五十三条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定を準用する。

(平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17条・旧第二十八条繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第三十二条繰下、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第三十四条繰下、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十六条繰下)

(検察官に対する調査嘱託・法第四十六条)

第五十四条 法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第一百三十三條の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第一百三十三條の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときには、第二十一条の規定を準用する。

（令和5年最高裁判所規則第10号・追加、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十七条繰下、一部改正）

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第五十五条 損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第二十九条繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第三十三条繰下、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第三十五条繰下、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十八条繰下）

第七章 雑則

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第五章繰下、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第六章繰下）

（刑事訴訟規則の準用等）

第五十六条 法第三条第一項及び第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写及び法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、刑事訴訟規則第五十八条から第六十一条まで及び第二百九十八條の規定を準用する。

2 法第三条第一項及び第四条第一項第四号に規定する弁護士又は法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続における訴訟代理人は、前項において準用する刑事訴訟規則第六十條の規定にかかわらず、同規則第六十條の二第二項に規定する書類を作成する場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。

3 法第三条第一項に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写の申出及び法第二十条第一項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の請求に関する手続については、刑事訴訟規則第二百九十六条の規定を準用する。

4 法第三条第一項及び第四条第一項の規定により弁護人の意見を聴く場合については、刑事訴訟規則第二十五条（第二項ただし書を除く。）の規定を準用する。

（平成20年最高裁判所規則第6号・追加、平成20年最高裁判所規則第17号・旧第三十条繰下、一部改正、平成25年最高裁判所規則第4号・旧第三十四条繰下、一部改正、令和5年最高裁判所規則第10号・旧第三十六条繰下、令和6年最高裁判所規則第14号・旧第三十九条繰下）

附則 抄

この規則は、法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一二年十一月一日）

附則（平成一九年一二月七日最高裁判所規則第一五号）

この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一二月二六日）

附則（平成二〇年五月二一日最高裁判所規則第六号）抄

（施行期日）

1 この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一二月一日）

（経過措置）

3 第二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四章の規定は、この規則の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。

附則（平成二〇年一〇月二一日最高裁判所規則第一七号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十年法律第十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一二月一日）

附則（平成二五年一〇月一六日最高裁判所規則第四号）

（施行期日）

この規則は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一二月一日）

附則（平成二八年一〇月一八日最高裁判所規則第六号）抄

（施行期日）

- 第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二八年一二月一日）

附則（令和四年一一月七日最高裁判所規則第一七号）抄

（施行期日）

- 第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和五年二月二〇日）

附則（令和五年一二月二五日最高裁判所規則第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和六年二月一五日）

附則（令和六年九月一七日最高裁判所規則第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和八年五月二一日）

附則（令和七年一二月二六日最高裁判所規則第一七号）

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和八年五月二一日）